

令和4年度第1回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和4（2022）年4月22日（金） 午後3時から午後5時5分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、市長、市議会議長、区長会事務局
挨拶のみ（副市長、教育長、部長13名）

欠席者： 第38区区長

会議内容

- 1 区長会新役員紹介
- 2 区長会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 市議会議長あいさつ
- 5 副市長、教育長、部長13名によるあいさつ
- 6 議題

区長会長

本日の区長会は、午後5時終了予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただくようご協力を求める。

【区長会事業】

- (1) 令和3（2021）年度多治見市区長会事業報告について
- (2) 令和3（2021）年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出報告書
- (3) 令和3（2021）年度多治見市区長会会計監査報告
- (4) 令和4（2022）年度多治見市区長会事業計画（案）について
- (5) 令和4（2022）年度多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について
- (6) 「区長会サポート委員会」について

区長会長

「議題1：令和3（2021）年度多治見市区長会事業報告について」及び「議題2：令和3（2021）年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出報告書」「議題3：令和3（2021）年度多治見市区長会会計監査報告」「議題4：令和4（2022）年度多治見市区長会事業計画（案）について」「議題5：令和4（2022）年度多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について」「議題6：「区長会サポート委員会」について」の6つの議題をまとめて説明を求める。

区長会事務局

議題1（資料1）

令和3年度はコロナ禍の影響を受け、第3回、第6回区長会議が中止になるような状況であった。そういった中でも資料に列記したとおり、可能な限り見直しに取り組んできた。主なものを挙げると、区長会議の開催日時、視察研修の開催方針等について大きく見直しをしたほか、防犯灯のLED化補助制度の復活要望等も行った。

詳細な活動実績については、2ページから5ページに掲載しているのであわせて確認

願う。

議題2（資料2）

最初に収入の部であるが、多治見市から運営交付金、利息、前年度からの繰越金で、総収入額は1,334,502円となる。続いて支出の部であるが、総務費として、区長会議等の会議の開催経費、各種事務経費、退任区長への記念品の購入等で404,251円支出している。

次の研修会費については、コロナ禍の影響を受け中止となったので、0円である。

続いて、自治連絡協議会費であるが、岐阜県域21市の自治会で構成される自治連絡協議会への会費、自治連絡協議会代表者会議の昼食代等、あわせて52,780円支出し、以上総合計457,031円となった。

資料上部に記載してあるが、収入額から支出額を除いた差引残額は、877,471円となり、繰越金299,493円を除いた577,978円については、市へ返還した。

続いて資料7ページ、令和3（2021）年度多治見市区長会会費会計収入支出報告書であるが、区長会会費会計は、みなさまからいただいた協賛金及び会費を管理しており、令和3年度は、区長会視察研修及び多治見まつりがコロナ禍で中止となったため、消防友の会の会費、1区あたり、2,000円、総額100,000円のみ預かり、支払っている。これまでの利息14円はそのまま令和4年度に繰り越ししている。

議題3（資料3）

多治見市区長会事業会計及び区長会会費会計の収入支出決算について、令和3年度の監査役員である、第5区加藤里子区長、第6区長田雅侃区長に監査いただき、適正に処理していたことを確認いただいたので報告する。

議題4（資料4）

区長会の会議等については、区長会議及び総務会を年6回偶数月に開催する予定。また、昨年度と同様に、意見交換会を2回開催する予定。

また、先月コロナ禍で中止となったが、オリエンテーションを令和4年度は開催する計画である。

その他、令和2年度に創設された区長会サポート委員会も、区長会幹事のみなさまと相談の上、必要に応じ、年数回開催したいと考えている。

続いて研修事業であるが、令和3年度は中止となったが、区長会視察研修及び自治会連絡協議会が主催の研修大会への参加を予定している。こちらについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、再度開催を行うかどうかも含め、幹事のみなさまと検討し決定していきたい。

議題5（資料5）

最初に収入の部になるが、令和3年度同様に市からの交付金1,035,000円を含め、総額1,334,500円を計上している。

また、支出についても、令和3年度並で予定し、総務費850,000円、研修会費75,000円、岐阜県自治連絡協議会費159,500円、予備費250,000円の合計1,334,500円を計上している。

今年度から、視察研修を日帰りに見直したことから、参加者数の増も見込み、研修費

の予算を 15,000 円増額し、逆に研修大会費用を過去の実績を踏まえ 15,000 円減額している。

議題 6 (資料 6)

自治会運営における課題についての検討や研究を行う機関として区長会サポート委員会を令和 2 年度に発足した。当該委員会は、区長の仕事をしながら課題研究をするのは負担が大きいと判断し、区長会幹事経験者の中から 5 名以内で委員を選出し、区長会幹事からの依頼を受け、活動していただくこととしている。

令和 4 年度は、令和 3 年度区長会幹事会で委員を選出いただいた結果、5 名の委員で進めていただくこととなったため、区の順番に紹介させていただく。

まず、令和 3 年度第 19 区区長、渡邊正紘さん、令和 2 年度第 25 区区長、和歌輝雄さん、令和元年度第 30 区区長、加藤武夫さん、令和元年度第 34 区区長、渥美光一さん、令和 3 年度第 40 区区長、田嶋義晋さん、以上 5 名である。

なお、この 5 名には、3 番に記載のとおり、令和 3 年度から引続き 4 点のポイントを中心に検討していただくこととする。

記載した 4 つの検討ポイントについては、協議、検討を進める中で大きく見直しがされることもあるかと思うが、この方針で令和 4 年度はスタートしたいと考えている。

区長会長

以上、議題 1～議題 6 までについて、質問はあるか。

区長

事業計画の中の「会費」の欄に、区長会費の徴収、返還事務とあるが、具体的なイメージを説明いただきたい。

区長会事務局

今後、幹事役員と相談しながら決めていきたいと考えているが、例年、視察研修及び交流会の会費を早い段階で徴収し、開催中止や都合により欠席された場合は、後日返還をしている。

今年度については、昨今のコロナの状況も踏まえ、こういった形で会費を徴収するかについても幹事役員と相談の上、みなさまに改めて周知させていただく予定。

区長会長

他に質問あるか。

区長

質問なし。

【区長への作業・提出依頼】

(7) 第 72 回「社会を明るくする運動」協賛のお願い

区長会長

「議題 7：第 72 回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について説明を求める。

保護司会

議題 7 (資料 7)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯してしまった人の更生について理解を深め、それぞれの立場で犯罪や非行のない、安全で安心な明るい社会を築こうとする運動である。

詳しく説明し、ご協力いただくのが筋ではあるが、時間の都合もあるため、資料を確認いただけたらありがたい。

ご不明な点等があれば、問い合わせ先事務局の保護司会事務局まで連絡いただきたい。みなさまの地域に出向き説明させていただきたい。

本日この場でお願いしたいのは、社会を明るくする運動の協賛金の協力についてである。

振込み用紙を既に配付させていただいているが、振込用紙を利用しご協力いただければ幸いである。

社会を明るくする運動の強化月間については、資料記載の通りであり、内閣総理大臣からのメッセージを伝達するセレモニーは、7月3日に開催する。

そのセレモニーに参加いただくみなさまについては、後日改めて出席のご依頼をさせていただくのでご予定願う。

市内全部の区の区長のみなさまには、協賛金のお願いをする。

振込み用紙を活用しご入金いただきたいが、手数料をご負担いただきたい。例えば、1万円をご協力いただけると、振込み手数料が別途必要になるが、その手数料を差し引き総額1万円振込みいただくことも可能。区の状況に応じて判断いただきたい。

ATMでの入金も可能である。その際、依頼人名については、数字で区の名前を必ず入れていただくようお願いしたい。

短い時間で意を尽くせないが、何卒よろしくをお願いしたい。

区長会長

第72回社会を明るくする運動の説明であった。協賛金のご協力については、手数料を差引いて振り込むのもOKであるとの説明であった。

区長

議題7：「第72回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について、質問はあるか。
質問なし。

(8)多治見市青少年まちづくり市民会議について

区長会長

「議題8：多治見市青少年まちづくり市民会議について」説明を求める。

教育推進課

議題8（資料8-1）

平素は青少年育成事業にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

青少年まちづくり市民会議の概要について説明する。多治見市青少年まちづくり市民会議は平成5年に活動が始まり、事務局は教育推進課である。

多治見市青少年まちづくり市民会議は3つの組織で構成されている。1つ目は、わたしの主張大会、まちづくり市民大会、挨拶で絆の日、花いっぱい運動を企画、運営している青少年育成推進委員会である。2つ目は、地域で展開されている校区まちづくり市民会議の代表が意見交換する校区市民会議会長会、3つ目は、子どもに関する各種団体や機関の代表者が理事を務める理事会である。

青少年まちづくり市民会議では、主に以下の3点を各区へお願いしている。

まず1つ目は、わたしの主張大会を始めとするまちづくり市民会議事業への協力、2つ目は青少年委員の選任、3つ目はまちづくり市民会議交付金に関する書類の作成と提出である。

各区と市民会議は青少年の健全育成の観点で同じ方向を向いており、今後もより深い連携をしていきたいと考えている。区長のみなさまにおかれては、この趣旨に鑑み、今後もお支援、ご協力をお願いしたい。

<資料8-2>

青少年まちづくり市民会議交付金は、資料の「3交付金額」の計算式を基に交付額が決定する。地域によっては、交付金を校区に拠出している場合もある。拠出する際には、校区代表者と区長とが同意の上、申請時に両者の押印が必要になるため、あわせて確認願う。

4月下旬頃に申請書を郵送させていただく予定の為、各区の催し物などで活用いただければと思う。

<資料8-3>

最後に、毎年開催している挨拶で絆の日の協力について説明する。

「挨拶で絆の日」は、市内一斉に行う挨拶運動である。挨拶が家庭や学校だけでなく、地域にまで広がっていくことで、地域の絆が強くなり、住みよいまちづくりに繋がっていくと考えている。

今年度は、7月1日（金）と、11月1日（火）の開催を予定している。

校区のまちづくり市民会議が主体となるが、区長をはじめ各ご案内のみなさまにご協力をお願いする地域もあるかと思う。重ねてご協力をお願いしたい。

最後になるが、資料の裏面に年間スケジュールを掲載させていただいた。ご参照いただきたい。

区長会長 各区の青少年委員の選出、また、交付金の手続きについて、最後に挨拶で絆の日についての3点説明いただいた。

議題8：「多治見市青少年まちづくり市民会議について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(9) 避難行動要支援者名簿の更新について

区長会長 「議題9：避難行動要支援者名簿の更新について」説明を求める。

企画防災課 議題9（資料9）

避難行動要支援者名簿の更新についてのお願いである。

区長様が交替されたところは引き継ぎをされているかと思うが、現在お渡ししてある令和3年度版の名簿と今回お渡しする令和4年度版名簿の差し替えをお願いしたいというもの。

避難行動要支援者名簿は、近年災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方が犠牲になるケースが多く見られたことから、地域への提供が義務づけられたものである。多治見市では、平成30年度から、区長のみなさまに名簿を提供している。

この名簿は平常時から地域で活用していただき、対象者を把握していただき、地域の防災訓練などの参加の中で、実際の災害時に声を掛け合って助け合っていただく関係を築いていただくことを目的としている。

名簿の保管者、閲覧可能な範囲に記載させていただいたとおり、原本は区長様のみにお渡ししている。必要に応じてコピーした名簿は、保管できる方が限定されているためご注意願う。特に個人情報に記載された名簿であるため、みなさま心配な面もあるかと思うが、この名簿は災害対策基本法の中で、災害に備えて名簿情報の利用と提供について自主防災組織を含む関係者に提供することとはっきり記載されている。ただし、名簿で知り得た秘密については漏らしてはいけないとなっているため、その点について十分ご注意願いたい。

その他、様式1から4までつけているが、様式1と様式2については、名簿と一緒に綴じておくものである。コピーした場合も必ず様式1と様式2は、名簿と一緒に綴じておいていただきたい。

様式3は、名簿をコピーした場合に、名簿の所在を明らかにしておくためご利用ください。

様式4は、本日各区長様に名簿をお配りしているが、その受領書である。区長会議終了までに、この受領書にサインの上、机上でお帰りいただきたい。区長会議終了後に回収させていただく。

最後に、令和3年度の避難行動要支援者名簿の回収をしていただき、企画防災課まで返却願う。次回以降の区長会議の際に、市役所に用事がある場合はそのついでに、企画

防災課まで返却願う。

差し替えの方法であるが、みなさまにピンク色のファイルが渡してある。このファイルの中身をまるごと抜いて、新しいものに差し替えたい。外した古い名簿は、お配りした封筒に入れて返却いただきたい。

区長会長

本日配付された避難行動要支援者名簿と、昨年度から保管している名簿を差し替え返却して欲しいという説明であった。差し替えた名簿については、後日で構わないので、企画防災課まで返却いただきたいとのことであった。

それから、保管については、原本が区長のところに渡っている。副区長、町内会長、自主防災隊長については、必要に応じて複写をお願いしたいとのことであった。名簿には個人情報がたくさん入っているので、保管には十分お気をつけ願う。

議題9：「避難行動要支援者名簿の更新について」、質問はあるか。

区長

保管者の一覧表であるが、引継ぎ後の欄があるが、一般的には年度替わりで区長、町内会長が交代するが、そのとき記入する必要があるか。年度の途中で何かの理由があつて保管者が交代する場合に書けば良いのか。

企画防災課

役員が交代した時、その都度記載いただき保管いただきたい。

区長

ということは、令和3年度にいただいた時に、そのときの区長、町内会長の名前が記載してあるが、引継ぎ後の欄には、令和4年度の新しい役員全員の名前を記載しなければならないか。

企画防災課

町内会長へコピーを渡される場合は、引継ぎをして、ここに忘れないようにサインをしていただきたい。

区長

令和3年度の名簿は回収し、渡すときは新しい名簿を渡すのではないか。

企画防災課

令和4年度版の名簿を新たに配付する。

区長

新しい名簿の保管管理者に、新区長と町内会長の名前を記載し、令和3年度の保管者一覧にも新役員の名前を記載する必要があるということか。

企画防災課

令和4年度保管者一覧表には、左側に令和4年度の区長及び町内会長の名前を記載いただきたい。途中で交代等があり、名簿の保管者が変わった場合は、右側に記載いただきたい。

<区長会事務局：個別に質問内容を伺い、対応>

区長会長

その他質問はあるか。

区長

手引きの資料には、原本は民生委員と区長となっているが、本日いただいた資料には、原本は区長となっている。これはどういうことか。

企画防災課

本日は区長様宛に原本を配付している。民生委員の方へは別途、直接企画防災課から配付する。

区長

民生委員には直接配付いただき、区長から渡すのは、町内会長等だけということが良いか。

企画防災課

その通りである。

区長会長

その他質問はあるか。

区長

特になし。

(10) 岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について

区長会長

「議題10：岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について」説明を求める。

文化スポーツ課

議題10（資料10）

今回ご案内させていただくのは、岐阜県からの推薦依頼である。

令和4年度岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦をお願いするもの。

1ページに概要をまとめ、2ページ以降は、岐阜県からの案内資料となる。

地域子ども支援賞の内容であるが、子どもたちが、地域で行うさまざまな活動を一生懸命支えていただき、地域の人々から高い評価を得ている個人又は団体を対象に、岐阜県が地域子ども支援賞の候補者を募集している。

この候補者に関し、対象となる個人、団体があれば、推薦をお願いしたい。

推薦の提出期限であるが、7月1日までに文化スポーツ課に該当者があればお知らせいただきたい。

推薦対象者であるが、1番目に子どもを対象とした活動を行っていただいている個人又は団体。2番目は、活動を通算10回以上かつ継続して3年以上行って現在も活動している方となる。

ただし、職務としてこの活動を行っている方は対象外となるためご注意ください。なお、詳細については、資料4ページに記載してあるため後ほど確認いただきたい。

今回、推薦対象となる活動については、1番から4番までである。まず、1番目については、スポーツ関係分野ということで、例としては、スポーツ団体での指導を継続的にしてくださっている方となる。続いて2番目については、文化活動分野ということで、例えば合唱団の指導であるとか、文化系の活動の指導を行っている方、3番目としては、子ども会等でご尽力いただいている方となる。4番目については、新型コロナウイルス感染症対策分野ということで、昨年度から新しく設定されたものであるが、学校内における消毒作業であるとか、感染防止対策に協力いただいている方ということとなる。

先ほど、通算10回以上、かつ継続して3年以上と説明したが、4番目の新型コロナウイルス感染症対策分野については、制限がないので、あわせて確認いただきたい。

注意点については、推薦対象の1から3、こちらの中から1件、4について1件ということで、推薦人1人につき、最大2件までとなっている。こちらの推薦者であるが、配付資料の4ページ、2のところに、推薦できる方が記載してある。こちらの中で区長も推薦人となっているため、今回、推薦をお願いしている。

また、既に表彰を受けている方は再度推薦することはできない。対象となる団体については、10年以上経過しないと推薦することができないため、ご注意願いたい。詳細については、資料6ページを参照いただきたい。

なお、本日の推薦の内容について11ページ以降に記入例や記入要領を付しているため、こちらを確認いただきたい。また、以前推薦いただいた方の一覧表もつけてあるため参考にさせていただきたい。

最後に一つ訂正させていただく。本日配付している次第の中の説明で、詳細については後日郵送するとなっているが、本日渡しているものが最新の要領であるため、後日郵送することはない。あわせて訂正願う。

区長会長

推薦書の提出は7月1日までとなっている。過去の推薦者等も資料として配付されているため、参考にさせていただきたい。

議題10：「岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

(11) 道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて

区長会長

「議題11：道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」説明を求める。

くらし人権課 議題 11 (資料 11)

多治見市全域の道路改良を進めていくため、昨年度と同様に、令和4年度においても各区からの道路改良等の要望をお伺いしたい。

については、今年度実施を希望する道路の改良や地域で行うには危険な箇所の草刈り等がある場合は、役員会に諮っていただくなどの方法により、区民の総意のうえで、必ず区でとりまとめて6月1日から6月30日までの間にくらし人権課までに、要望事項を記載したもの、現況写真、位置図の提出をお願いする。要望書の提出については、別添の様式例を添付したため、参考願う。なお、こちらの様式については、区長会のホームページにも掲載しているため、パソコン等で作成いただき、メールでくらし人権課まで提出いただくことも可とする。

なお、提出にあたっては、職員が現場確認に伺うため、位置図と現況写真を複数枚添付いただけるとありがたい。

なお、原則として6月30日以降は受付しかねるのでご注意願う。ただし、緊急性が高く通行に支障を及ぼすような案件については、随時対応するため、道路河川課へ直接ご連絡いただきたい。

道路事業に関する要望書については、市では対応できかねる国道、県道にかかるものや公安委員会の管轄のものについては、今回要望事項に挙げていただくと、10月までに市から、国、県、公安委員会などの機関に要望し、別途、文書で要望を行った日等をお知らせする予定。

また、道路事業に関する要望のうち、市道、樹木の伐採等に関する要望については、対応結果を例年通り、令和5年2月開催予定の第6回区長会議で報告するのでご承知おきいただきたい。

参考までに別紙2として要望内容の例やそれに対する市が対応できる内容について簡単にまとめた表を付しているためあわせて確認願う。また、昨年度要望を出したが、対象にならなかった案件で、引続き要望をされる場合は、改めて今回の要望書に記載していただきますよう重ねてお願いする。ご不明な点等あれば、くらし人権課へご連絡願う。

区長会長

議題 11:「道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」質問はあるか。

区長会長

1件お願いがある。昨年度も50の区からあわせて300件ほどの要望が出されたと聞いている。それらの回答については、昨年度も2月の区長会議で報告があったところである。

6月までの短い期間の中で、区で取りまとめ提出した要望の返事が次年度の2月ということである。区の活動の中で、その結果を周知するにも少し難しい時期となる。そこで、なかなか件数も多く難しいかもしれないが、できるだけ早く回答いただけるよう努力願いたい。

くらし人権課

ご意見をありがたく頂戴する。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

(12) 市政協力業務委託契約書等の作成依頼について

区長会長

「議題 12: 市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」説明を求める。

くらし人権課

議題 12 (資料 12)

区と各区で締結する「市政協力業務委託」の契約書の作成手続き及び委託料の受け取り手続きについて説明する。

最初に契約書についてであるが、市から2部配付している。区長の名前、住所等内容を確認いただき、印鑑を3カ所押印願う。最初に、契約書表面の袋とじ目のところの一つ、契約書4ページの区長名のところの一つ、契約書最終ページの袋とじ目のところの一つ、以上の3カ所となる。契約書2冊ともにその手続きを行っていただき、2冊とも市へ提出願う。市で市長印を押印の上、1冊は各区へ返却する。

続いて委託料の受領手続きについて説明する。手元に「市政協力業務委託費前金払請求書」を配付している。

記載例を参考に必要事項を記入の上、提出願う。

概要を説明すると、表面の前金払請求額については、既に印字をしているので、その下段の表の中を埋めていただき提出願う。市政協力業務委託費を何に活用する予定なのか、防犯灯の電気代等の維持管理に充てるとか、役員会等の経費に充てるとか、そういった予定を記載願う。

なお、前金払を必要とする金額の合計が、上部に記載してある前金払請求金額の額と合うようにしていただきたい。

続いて、区会計口座の振込先の報告依頼について参照願う。委託料を区の口座に振り込むので、振込先口座を「区会計口座報告書」に記載の上、提出願う。確認のため、お手数であるが、通帳の内側のページ、名義人名のふりがな等が確認できるページの写しをあわせて提出いただきたい。昨今振込み時にエラーになるケースがある。お手数であるが協力願う。

なお、当該口座には、委託料の他、敬老会交付金、リサイクルステーション管理協力金、地域活動助成金なども振込みされる。あわせて予定願えれば幸いである。

これまで説明させていただいた契約書、前金払請求書、区会計口座報告書については、5月9日（月）までにくらし人権課まで提出願う。本日持参されている場合は、会議終了後、本会場の後方に受付窓口を設けるので、そちらへ提出願う。

なお、市政協力業務委託契約対象事業例一覧をあわせて配付するため、活用の参考にさせていただきたい。年度末、活用した経費額も含め報告いただく予定にしているので、あわせてご予約願う。

区長会長

提出期限もあるため、早急に対応願いたい。契約書、前金払請求書、区会計口座報告書の3点の提出である。先ほど説明があったが、区会計口座報告書で報告した口座には、敬老会事業、リサイクルステーションの管理協力金等、いくつかの振込みがあるため、あわせて確認願う。また、当該資料については、事前に配付されているため、準備が整っている場合は、本日会場後方で提出いただきたい。

議題12：「市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

もし、不安に思われることがあれば、個別にくらし人権課までお尋ねいただきたい。

(13) 個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について

区長会長

「議題13：個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」の説明を求める。

高齢福祉課

議題13（資料13）

本年度も各区における敬老事業の開催にあたり、対象者把握のための名簿を提供させていただく。ついては、資料13にある様式、個人情報外部提供申請書に区長様の署名をいただき、本日の区長会議終了後に机の上に置いてお帰りいただきたい。

名簿については、第2回区長会議で配付させていただく予定。

交付金の交付申請については、第2回区長会議で申請書の提出依頼をさせていただき、7月末ごろに高齢福祉課へ提出いただく予定としているため、今年度もよろしくお願ひしたい。

区長会長 敬老会事業の準備の時に必要な名簿の提供についての説明であった。「議題13：個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」質問はあるか。

区長 質問なし。

(14) 民生委員・児童委員一斉改選に向けての候補者選出について（依頼）

区長会長 「議題14：民生委員・児童委員一斉改選に向けての候補者選出について（依頼）」の説明を求める。

高齢福祉課 議題14（資料14）

今年度は、民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選の年となる。

現在の委員の任期については、令和4年11月30日で満了となるので、8月頃に新たな委員について市から岐阜県へ委員を推薦する必要がある。委員の推薦については、地域の実情を把握されている区長様、町内会長様等の自治会役員のみなさまの協力がなくては、候補者の選出は非常に難しいという現状である。何卒候補者の推薦についてご協力願う。

本日、多治見市民生児童委員協議会の平尾会長が出席しているため、挨拶させていただく。

日頃から区長のみなさまには、民生児童委員事業にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。高齢福祉課から説明があったように、本年の11月末で現在の民生委員が任期満了になる。次も続けてやるという方については、ありがたい話であるが、今年度をもって退任させて欲しいという方については、後任を選任する必要がある。今回、そのように後任を選任する必要がある事例が半数以上あると聞いている。

また、ここ3年間で、多治見市では欠員が6名ある。対象の区長様には大変一生懸命探していただいたが、結局欠員のままで3年間経過してしまうということになった。

欠員ができると、その地域の担当を誰かが代わりにサポートをするわけであるが、十分なサポートができないという状況となる。一度欠員ができてしまうと、次もなかなか難しくなると思うため、このような欠員がある状態は、今回、決してつくりたくない。

私たちは困っている人にそっと寄り添い、話をしっかり聴いて、そうして適した機関に繋げていく。そうしたことが大きな役割である。そのためには、一瞬の空白もつくってはいけない。これから2か月間、なんとしても退任委員の後任を見つけなければならない。それには、区長、副区長、町内会長のみなさまのお力をお借りしなければならない。この難局を乗り切れるよう、何卒ご協力願う。

ここまでの3年間は、コロナ禍で十分な活動ができていなかったという実情がある。なので、なんとしても次の3年間は、充実したしっかりとした見守り活動をしていけるようよろしくお願ひしたい。

本日の資料については、資料の①から⑥と、封筒に資料⑦の現委員の意向の一覧と様式11ページにある町内会長宛の依頼文を必要部数入れて配付している。提出いただきたい書類については、民生児童委員候補者の推薦書の2つとなる。

提出期限については、令和4年7月8日（金）としている。不明な点については、市

役所高齢福祉課、また、資料④にある各地域の民生児童委員協議会の会長、各地域の民生児童委員までお問い合わせいただければと思う。何卒ご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

区長会長 現在の民生児童委員は11月30日までで、任期が満了してしまう。7月8日までに推薦書と承諾書を提出いただきたいということであるため、大変な作業ではあるが、何卒ご協力願う。議題14「民生委員・児童委員一斉改選に向けての候補者選出について（依頼）」、質問はあるか。

区長 7月8日までということ、町内会長などにもご協力を求めたい。事前にいただいた民生児童委員のパンフレットをいただきたいが、どこにもらいに行けば良いか。

高齢福祉課 高齢福祉課に用意しているが、郵送することも可能である。後ほど個別に受け渡し方法を調整させていただきたい。

区長会長 その他質問はあるか。

区長 民生児童委員の候補者を選任するにあたり、年齢制限等、例えば80歳までとかあるか。

高齢福祉課 今回お手元に配付している資料の6ページに記載しているとおり、原則は、新規で担っていただく方については、75歳未満の方を選任いただきたいと思っている。しかし、現在、年齢を問わず、元気な方もいらっしゃるので、年齢については、その候補者の方の状況も見ながら対応いただけたらありがたい。

区長会長 その他質問はあるか。

区長 質問なし。

(15) 多治見市自主防災組織支援事業補助制度について

区長会長 「議題15：多治見市自主防災組織支援事業補助制度について」の説明を求める。

企画防災課 議題15（資料15）

多治見市自主防災組織支援事業補助制度のご案内である。

本制度は、共助を支える自主防災組織の活動を促進することを目的とし、活動に係る経費の一部を多治見市が補助するものである。

この補助制度は、平成30年度からの事業で、5年間の期限付きの補助事業となる。つまり、本年度が補助の最終年度となるため、早めの申請をお願いしたい。

補助対象経費及び補助率、補助要件については、資料の5に記載の通りとなり、メニューにより、補助率が決まっている。

感震ブレイカーの概要と過去4年間の実績を記載しているため、参考にしていただきたい。最近、日本全国で地震が多発している。ぜひこの機会に、補助制度を活用いただきたい。先ほど説明した通り、今年度が補助活用の最終年度となるため、ぜひ活用いただくようお願いしたい。

区長会長 議題15「多治見市自主防災組織支援事業補助制度について」、質問はあるか。

区長 研修メニューの④、研修等に関する補助金が5割とあるが、例えば、「区として市へ研修をお願いしたい」とした場合に、土日でないとなかなか地域の方々に集まっていたけなないと考えているが、土日でも開催は可能か。

企画防災課 講座の実施は、企画防災課職員が行う場合は無料になる。防災の知識を持った方をお願いする場合は・・・。

区長 できるだけお金をかけずに、地域にとって重要な防災について講座を開催したいと考えている。土岐川堤防沿いに住んでいるため、万が一土岐川が氾濫するようなことがあればどうしたらよいのか、どのようなことを懸念すれば良いのかについてお知らせ願え

ればと考えている。市として、ここが危ないと考えているとか、そういった具体的なお話が聞きたい。市が住んでいる地域の危険な場所をどのように考えているのかについて、区民の皆さんに説明いただく機会を設けたいと考えている。大学の先生とかのいわゆる一般的な防災の話を聴きたいのではなく、より実態に即した話を聴く会を設けたいと思っている。

市長

土曜日でも、日曜日でも、市の職員は指定をされた日、場所に伺い説明をする。講師謝礼はゼロ円である。こういったことを勉強したい、こういったことを教えて欲しいといった時に、どこに相談したら良いかわからないと思う。くらし人権課が本庁舎1階にある。くらし人権課で、例えば、今回のお話のように「私の区域で万が一酷い雨が降った場合にどこが危ないのか教えて欲しい」というと、くらし人権課の職員がその担当課に連れて行く。そしてその担当課と、何日の何時に説明にきて欲しいと調整いただければ、多治見市役所は動く。

今、防災だけでなく、いろいろな関係で「出前講座」、市役所の職員が出掛けていって、みなさんにお伝えをする、というようなことをしっかりするため、具体的なことは個別にお尋ねいただきたい。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

先ほど説明にもあったとおり、今年度が補助金活用の最終年度という説明もあったため、積極的な活用をお願いしたい。

(16) 防犯灯LED化補助金の活用について

区長会長

「議題16：防犯灯LED化補助金の活用について」の説明を求める。

くらし人権課

議題16（資料16）

令和3年度区長会からいただいた要望を踏まえ、令和4年度から令和6年度の3年間に限り防犯灯のLED化補助制度を復活する。

市内概ね300基程度の防犯灯が、現在もLED化されていないということであるので、LED化を検討している場合は、ぜひこの機会に活用願う。

補助制度の概要を説明させていただくと、補助率は1/2、補助上限額は1基につき20,000円である。令和4年度は200万円の予算を確保しているため、概ね100基まで申請を受け付ける。

補助の申請は、先着順で予算上限に達し次第終了とさせていただく。今年度LED化を行いたいと考える区、町内会については、添付してある「防犯灯LED化事業補助金交付申請書」と直近3か月以内発行の見積書の2点を早めに提出いただきたい。

なお、令和3年度の調査でLED化されていない防犯灯があると報告いただいた区については、今回の資料を町内会長分を用意し配付するので、役員で検討いただければ幸いである。

2ページには、令和4年度の補助金活用の流れを記載している。

最初に、交付申請書を提出いただき、その後、くらし人権課で交付決定をする。交付決定通知書が届いたら、②の工事を実施していただきたい。くれぐれも交付決定より前に工事をしないようお願いしたい。

工事が完了次第、③の実績報告書を提出いただき、くらし人権課で審査させていただいた後、補助金の交付という流れになる。あわせてご予定願う。

最後に、令和5年度以降の補助金の活用については、第3回区長会議で改めて案内さ

せていただく予定。あわせて予定願う。

区長会長

防犯灯のLED化補助については、昨年度区長会から市長へ要望し、令和4年度から令和6年度までの3年間延長されることとなった。必要な区はなるべく早く申請し、制度の活用をしていただきたい。

議題16「防犯灯LED化補助金の活用について」、質問はあるか。

区長

防犯灯LED化補助制度については歓迎する。質問であるが、防犯灯を新設した後、いわゆる管理、傾いた場合の修理、撤去しなければならない場合に、その費用は区、町内会において行わなければならないと伺っている。

例えば、私の区で管理している土岐川河川沿いの防犯灯である。古い話ではあるが、夏の花火大会の時に、市内各地からいろいろな人が集まってくる。その際に足下が暗いと危険であるということで防犯灯が必要だとなり建ったと聞いている。恐らく、区、町内会の希望というよりも、昔のことであるので、「ここに防犯灯があったほうが良いよね」という声に応えた形だと認識している。

新たな防犯灯に切り替えたいと考え、新規設置要望を出し調整をしてきたところである。国土交通省、中電等とも調整したが、どうしても設置は難しいとのことであった。そうすると、撤去のみとなり、その費用を全部、町内会が負担しなければならないということになる。非常に負担が大きく大変である。例えば折半であるとか、というようなことが考えられないかと再三提案しているが聞き入れていただけない。

市長、何とかお願いしたい。

市長

会議の後、個別に住宅地図で場所を確認し、現地確認をする。原理原則と同時に応用問題をしっかり解く。先ほど提案があったように1/2ずつ折半にならないか、建てたものが道路照明灯という大きなものと、防犯灯、各電柱に設置している防犯灯、国土交通省が設置したもの、県が設置したものといろいろある。市が設置したものであれば、しっかり応用問題を解くので、会議の後、お話を何う形で個別の課題は解決していきたい。

どのようなことでもそうであるが、職員は「原則として」というが、例えば、「大きな台風が来てとんでもないことが起きてしまった」というようなことがあれば、原則としてとは違った対応をする。

どちらにしても後ほど話を何うので、よろしくお願いしたい。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

中電の関係で電柱を3本移動したいため、LED防犯灯を撤去して欲しいといわれ、撤去した。そのままが良いと考えていたが、どうしても暗いため、別の場所に新規設置を考えたいが、それは地元負担で行うしかないか。

市長

その件についても、個別に会議後にお伺いする。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

【区長への周知】

(17) 令和4年度地区懇談会の開催について

区長会長

「議題17：令和4年度地区懇談会の開催について」の説明を求める。

くらし人権課

議題17（資料17）

秘書広報課に代わり説明する。

令和4年度の地区懇談会の開催予定についてお知らせする。

資料の「1.日程」に記載のとおり、13の小学校区すべてで5月16日（月）から6月

20日(月)にかけて実施予定。なお、2か所会場を変更している。まず、1か所目であるが、6月2日の精華校区については、例年バロー文化ホールで開催しているが、改修中のため、精華小学校体育館となる。また、6月8日笠原校区については、昨年は笠原消防署で行っているが、例年通り笠原中央公民館となるため、注意願う。

開催時間については、昨年と同様に午後7時から午後8時までの1時間とする予定。

具体的な開催内容については、市長から20分程度説明させていただき、その後、意見交換を40分程度行いたいと考えている。

当該地区懇談会の開催については、広報たじみや市のホームページでお知らせするとともに、5月号広報たじみの配付時に、回覧チラシを配付するため、地域回覧にご協力願う。

裏面になるが、「5その他(2)」になるが、地区懇談会で多くの質問や地域独自の課題等についての発言を予定している場合は、事前に秘書広報課までお知らせいただくとありがたい。

新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行い開催するが、参加されるみなさまにおかれてもご協力いただくようお願いしたい。なお、状況に応じて開催延期等、予定を変更する場合もあるので、よろしくようお願いしたい。

区長会長 令和4年度地区懇談会については、5月16日から6月20日まで各校区で開催されるということである。精華小学校体育館、笠原中央公民館については、昨年度と会場が異なっているため、ご注意願う。

議題17「令和4年度地区懇談会の開催について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(18) ミスト発生器のご案内

区長会長 「議題18：ミスト発生器のご案内」の説明を求める。

くらし人権課 議題18(資料18)

環境課に代わり説明する。

水を細かい霧にして噴射し、冷却することができるミスト発生器、資料中段の写真のものとなるが、そちらを区や町内会が主催する行事で使用できるよう貸し出す。

100V電源と水道があれば、使用できるため、必要がある場合は、環境課まで利用申請書を提出願う。

貸出期間は、7月から9月の3か月で、応募受付は、6月24日(金)からとなる。小中学校が保有しているものの貸出しも可能であるが、夏休み期間は職員が手薄になるため、夏休み期間中の使用を希望する場合は、7月14日(木)までに直接学校へ相談願う。

区長会長 これから夏に向けて、各区で夏まつり等を計画されていると思うが、必要に応じて活用願う。

議題18「ミスト発生器のご案内」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長・町内会長への周知】

(19) 令和4年度市内一斉清掃について(お願い)

区長会長 「議題19：令和4年度市内一斉清掃について(お願い)」の説明を求める。

くらし人権課 議題19(資料19)

環境課に代わり説明する。

開催は6月5日（日）午前8時から1時間程度を予定している。小雨の場合は決行するが、順延する場合は、翌週12日（日）とする。その場合は、7時30分に防災行政無線でお知らせする。個別の連絡はしないため、ご了承願う。

一斉清掃の開催については、5月の広報たじみの配付時にあわせて2枚目にある回覧チラシを配付させていただくため、地域回覧にご協力願う。

また、回覧チラシの裏面及びA3用紙に集めていただいたごみの集積場所一覧を掲載している。記載の集積場所からの変更が必要な場合は、お手数であるが、5月20日（金）までに環境課まで連絡いただくようお願いしたい。

それから、清掃後の回収物のうち、土砂の回収が必要となる場合は、ごみと回収方法が異なるため、事前に道路河川課まで連絡いただくようお願いしたい。

最後になるが、万が一の事故等に備えるため、社会奉仕活動届出書については、環境課でまとめて提出するため、各区の対応は不要である。しかし、活動中の怪我には十分注意し、特に草刈り機、脚立を利用する場合は、より一層注意いただくようお願いしたい。

それでも万が一怪我をしてしまった場合は、6月5日当日は、三の倉センター23-1103へ、翌日以降は環境課22-1580まで連絡願う。

最後に、このような時期であるため、参加にあたってはマスクの着用、咳エチケットに十分配慮いただくよう重ねてお願いしたい。

区長会長 市内一斉清掃については、6月5日（日）が予定されている。雨天の場合は、翌週12日（日）となっている。よろしくをお願いしたい。

議題19「令和4年度市内一斉清掃について（お願い）」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

（20）社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について

区長会長 「議題20：社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」の説明を求める。

くらし人権課 議題20（資料20）

多治見市では区や町内会が行う草刈りや清掃活動中に、万が一怪我などをし、通院、入院された場合に、市民総合災害補償という補償制度を用意している。

この補償の対象となるためには、区や町内会で草刈りや清掃活動をされる前に、本資料に添付している「社会奉仕活動届出書」をくらし人権課、あるいは担当課へ提出いただく必要がある。

ただし、市が主催する市内一斉清掃、敬老会、交通安全街頭指導については、市役所関係課から届出がされるため、各区からの提出は不要である。

資料裏面の7には、注意事項を記載しているため、確認願う。

また、この補償については、熱中症は補償の対象にならないため、あわせて確認願う。

このほか、不明な点があれば、くらし人権課までお問い合わせ願う。

区長会長 議題20「社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

（21）火災時における協力のお願いについて

区長会長 「議題21：火災時における協力のお願いについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題21（資料21）

万が一火災が発生した場合に、り災された方の一時避難場所としてそれぞれの地域の

集会所や公民館等をご用意いただくよう相談させていただく場合がある。昼夜を問わずご連絡することになるため、よろしくご予定願いたい。

先日も養正校区で火災があったが、その際も区長、町内会長を始めとする地域の方々
にいろいろご協力いただいたところ。この場を借りてお礼申し上げる。

できればこのような火災がないように心がけていけたらと思うが、万が一発生してしま
った場合は、何卒お力添えいただくようお願いする。

なお、り災された方があれば、まずは「くらし人権課」まで連絡いただくようご案内
いただきたい。り災後の手続きに関する各課の窓口へのご案内、調整はくらし人権課で
行うので連絡いただくようお願いする。

区長会長
区長

議題 21 「火災時における協力のお願いについて」、質問はあるか。
質問なし。

【お知らせ】

(22) 令和 4 (2022) 年度区長顔写真名簿の配付について

区長会長
くらし人権課

「議題 22：令和 4 (2022) 年度区長顔写真名簿の配付について」の説明を求める。
議題 22 (資料 22)

令和元年度第 4 回区長会で、「区長同士は 2 か月に 1 回しか会わず、なかなか顔と名前
が一致しないので、顔写真名簿を作成し、配付してはどうか。」とのご意見をいただき、
令和元年度から毎年配付し、それぞれ、第 6 回区長会議で返却、回収をしている。

令和 4 年度区長におかれても、ご賛同いただいた区長のみなさまには、事前にお写真
はお預かりし、名札を作成しているので、お配りすることは可能であるが、みなさまの
ご希望をお伺いしたうえで、配付させていただきたく、ご相談させていただいたところ
である。

令和 4 年度についても、顔写真名簿の配付をしたほうが良いということになれば、こ
の場でお配りしたいと思うので、審議いただきたい。

区長会長

顔写真名簿であるが、ご賛同いただいた区長のお写真とお名前が記載してあるもので
ある。これについて先ほど説明をいただいたところであるが、今年度も皆さんに配付し
ていただこうと思うがいかがか。

区長

質問、意見なし。

区長会長

ご意見がないようなので、例年通りお配りすることとする。

【配布資料・区長会の今後の日程について】

区長会事務局

本日 2 点お配りしているので報告する。

まず 1 点目、令和 4 (2022) 年度版おとどけセミナー「おしながき」である。今年度
も各種メニューを用意しており、地域で講座等を計画される場合はご連絡いただければ
と思う。各課職員が地域に出向き講師となって説明させていただくのでよろしくご検討
願う。

次に 2 点目、交通安全ベストを各区 2 着ずつ配付している。2 月開催の令和 3 年度第
6 回区長会議で配付させていただく予定であったが、開催中止となったため、この機会
に配付させていただく。街頭啓発等の際に活用いただければ幸いである。

続いて区長会の今後の日程についてお知らせする。

第 2 回区長会議は、6 月 18 日 (土) 午前 9 時 30 分から、産業文化センター 5 階大ホ

ールで開催する。

また、総務区長 18 名については、6 月 1 日（水）午前 9 時 30 分から、市役所本庁舎 2 階大会議室で開催する。事前にお配りした次第には、産業文化センター 3 階大会議室となっていたが、本日お配りしている次第に記載の市役所本庁舎 2 階大会議室へ変更願う。

なお、どちらの会議も開催日近くになったら、改めて開催通知をお送りするため、確認願う。

区長会長
区長
区長会長
区長

ここまでの件について質問はないか。

質問なし。

予定された議事は終了したが、全体で質問等あるか。

市役所にお願いがある。3 月頃に、町内の方から、「町内会から脱会したい」という申し出があった。多分くらし人権課へ相談いただいたのではなく、他の課へ相談されたのではないかと推察するが、その回答は、「別に支障はない」との回答だったという。その上で、「区長、町内会長に連絡してください」と言われたので、連絡したとの話であった。

したがって、市へ問合せがあった場合はなんとか引き留めていただきたい。区長の立場で、「脱会するのは止めて欲しい」とお願いした。若い方で、今後、一緒に活動していける方であったのではと思うが、結局脱会されたときいており、非常に残念である。なんとか市役所にはお願いしたい。

市長

市長としてお詫び申し上げます。ここ 2～3 年、区長会の中で、自治組織をどういう風に構築するか、ひとりだけではなくて、ごっそり集団で脱会しようとする人に対しどうするのか、成功の事例集まで作成し取り組んでいる。

市長として安易に脱会を促すような職員がいれば、しっかり注意する。今後、くらし人権課もそうであるが、全 50 区区長が時間をかけていくつもの課題について考え、取り組みを進めている。こういうようなことであるので、今後も幹部の会議の中で、区長が言われた件について再度徹底し、取り組んでいく。

今回の件については再度、お詫び申し上げます。

区長会長

これをもって第 1 回区長会議を終了する。